中国における物権法の制定

鎌田　文彦

【目次】

Ⅰ　物権法の制定
Ⅱ　物権法制定の経緯
Ⅲ　物権法の内容
おわりに

Ⅰ　物権法の制定

「物権」とは、「物に対する直接・排他的支配を内容とする権利」である。(注1)「財産権」は、「物権」と「債権」に分けられるが、債権が特定の人に対してある行為を要求する権利であるのに対比して、物権は物を直接に支配する権利であり、すべての人に対して主張しうる権利とされる。(注2)「所有権」は、物権の代表的な権利である。我が国では、物権は、「民法 第2編物権」や不動産登記法などの特別法により定められている。(注3)

中国には、今のところ体系的な民法典は存在せず、「民法通則」、「契約法」、「土地管理法」など、個別に制定された法律等により、実質的な民法が構成されている。公有制を建前としてきた中国では、民法の重要な構成要素である物権に関する制定法が存在しないため、その空白を埋めるべく数年来物権法の起草作業が続けられてきた。(注4)その結果、2007年3月16日に、第10期全国人民代表大会第5回会議において「物権法」が制定され、2007年10月1日から施行されることになった。(注5)

中国では、物権法は「社会主義市場経済を実行するうえでの基本制度を規定する法律」とされ、公私の財産の平等保護を規定した画期的法律と評価されている。(注6)

Ⅱ　物権法制定の経緯

中国の改革開放政策の進展にともない、私有財産を持つ人々が増加する中で、それを保護する法制度の構築が、更なる社会経済の発展のために不可欠と考えられるようになり、2002年頃から物権法制定に向けた動きが表面化した。(注7)

2002年11月に開催された中国共産党第16回全国代表大会では、「私人の財産を完全に保護する法律制度」が必要との意見が出された。

2002年12月には、第9期全国人民代表大会常務委員会第31回会議で、物権法草案が初めて審議された。この時点では、物権法草案は、全9編からなる民法草案の中の1編として位置づけられていた。しかし、民法典を一挙に構築することには無理があるため、その後民法全体の編纂作業は放棄され、物権法は単独の法案として審議されることとなった。

2004年3月、第10期全国人民代表大会第2回会議で、憲法が改正され、「公民の合法的な私有財産は侵されない」という規定が盛り込まれ、私有財産権が憲法で保障されることとなった。(注8)

2005年7月10日から8月10日まで、物権法草案に対する意見公募が実施された。この時、社会主義公有制の観点から、物権法草案は憲法に違反しているとの批判がなされ、これが公表されたことにより一大論争が巻き起こり、物権法の起草作業が中断する事態となった。その後、公有制を主とする原則を草案に追加するなどの修正を経て、2006年8月に、ようやく審議が再開された。(注9)

以上のような経過をたどって、物権法は、前述のとおり、2007年3月に成立するに至った。

Ⅲ　物権法の内容

物権法は、第１編：総則、第２編：所有権、第３編：用益物権、第４編：担保物権、第５編：占有の全５編、19章、247か条からなる大部の法律である。[注10] 以下、その主な内容を紹介する。

⑴　基本原則

第１条は、「国の基本的な経済制度を維持し、社会主義市場経済秩序を維持し、物の帰属を明確化し、物の効用を発揮させ、かつ権利者の物権を保護するために、憲法に基づいて、この法律を制定する」との立法趣旨を規定している。

物権法で言う「物」とは、不動産及び動産の総称である（第２条）。

また、「物権」とは、権利者が特定の物に対して、直接的に支配し他を排除する権利を言い、所有権、用益物権及び担保物権の総称とされている（第２条）。

⑵　物権規定の中国的特色

物権法は、「社会主義初級段階」にある中国では、あくまでも「公有制」が主であるとしている。公有とは、国家所有と集団所有を指す。

「国は、社会主義初級段階にあっては、公有制を主とし、多種類の所有制経済が共同で発展する基本経済制度を堅持する。」（第３条）

公有制を中心とすることが大前提であり、そのうえで多様な市場主体の平等が規定される。

「国は、社会主義市場経済を実行し、すべての市場主体の平等な法的地位及び発展の権利を保障する。」（第３条）

このような規定の延長上に、国家、集団、私人の３主体の物権の平等保護がうたわれる。

「国家、集団及び私人の物権並びにその他の権利者の物権は法律の保護を受け、いかなる組織及び個人も、これを侵犯してはならない。」（第４条）[注11]

物権法は、確かに「私人」の物権保護を明確に定めたが、それは「公有制」を主とする制度の枠組みの中でのことである。このような構造は、我が国の物権をめぐる観念とは異なる中国的特色を有するものと言えよう。

⑶　不動産物権の登記制度

不動産物権の設定、変動、譲渡及び消滅は、登記により効力が発生する（第９条）。

「不動産登記は、不動産所在地の登記組織により行う。

国は、不動産に対して統一的な登記制度を実施する。統一的登記の範囲、登記組織及び登記方法は、法律及び行政法規により定める」（第10条）

従って、物権法が施行される2007年10月までの間に、新たに全国統一的な登記制度が創設されるはずであり、その動向が注目される。

なお、動産物権については、引渡しの時点で効力が発生するとしている（第23条）。

⑷　国家所有の財産

物権法は、国家所有と集団所有の対象となる物を、列挙して示している。これは、我が国の民法には見られない特色である。

国家所有、すなわち全人民所有の財産とされるのは、次のような資源である。

・埋蔵鉱物、水流及び海域（第46条）
・都市の土地並びに法律が国家所有と規定する農村及び都市郊外の土地（第47条）
・森林、山脈、草原、荒地及び干潟等の自然資源（法律によって集団所有とされるものを除く）（第48条）
・法律によって国家所有と規定される野生動植物資源（第49条）
・無線周波数帯域資源（第50条）
・法律によって国家所有と規定される文物（第51条）

・国防資源（第52条）

⑸　国有財産の保護

物権法は、国有財産に対する保護義務を規定しており、これに違反した場合は法的責任を追及するとしている。国有企業等で頻発し、社会の批判を集めている特権幹部による不正の横行を念頭に置いた上で、それに警告を発するような規定となっている。

「国家所有の財産は、法律の保護を受けるものとし、いかなる組織及び個人も、それを横領、略奪、私物化、差押え、又は破壊することを禁止する。」（第56条）

「国有財産の管理の規定に違反して、企業の改変、合併分割及び関連交易の過程で、低価格での譲渡、謀議による私物化、恣意的な担保設定及びその他の方式で国有財産に損失をもたらした場合は、法に則って法的責任を負わなければならない。」（第57条）

⑹　集団所有の財産

集団所有の不動産及び動産は、次のように規定されている（第58条）。

・法律が集団所有と規定する土地、森林、山脈、草原、荒地及び干潟
・集団所有の建築物、生産施設及び農田水利施設
・集団所有の教育、科学、文化、衛生及び体育等の施設
・集団所有のその他の不動産及び動産

⑺　農民の集団所有

農民の集団所有の不動産及び動産について、次のような事項は、法定の手順に従って、その集団構成員が決定するものとされている（第59条）。

・土地請負計画案及び土地をその集団以外の組織又は個人に請け負わせる件
・個別の土地請負経営権者の間の請負地の調整
・土地補償費の使用及び分配方法
・集団出資の企業の所有権の変動等の事項
・法律が規定するその他の事項

⑻　私人の所有権

物権法は、私人の所有権について、次のように規定している。

「私人は、その合法的な収入、家屋、生活用品、生産手段及び原材料等の不動産及び動産に対して所有権を有する。」（第64条）

そして、この私人所有権は、法律の保護を受けるとしている。

「私人の合法的な貯蓄、投資及びその収益は、法律の保護を受ける。」（第65条）

「私人の合法的な財産は法律の保護を受けるものとし、いかなる組織又は個人もそれを横領、略奪、又は破壊することを禁止する。」（第66条）

⑼　土地請負経営権

農村における集団所有の農地を、農民が家族単位で請け負って農業生産を行う土地請負経営制度は、全国の農村に普及している。この農民の土地請負経営権は、「第３編　用益物権」の中に規定されており、物権法は、土地請負経営権を用益物権として位置づけている。(注12)

「土地請負経営権者は、法に則り経営を請け負った耕地、林地及び草地等について、占有、使用及び収益の権利を享受し、栽培業、林業及び牧畜業等の農業生産を行う権利を有する。」（第125条）

耕地の請負期間は30年、草地の請負期間は30年から50年、林地の請負期間は30年から70年（場合によってはそれ以上）と規定されている。これらの請負期間満了後も、土地請負経営権者は、規定に従って請負を継続することができる（第126条）。

また、土地請負経営権者は、その権利を下請、

交換及び譲渡等の方式で流通させることができる（第128条）。

⑽　収用に対する補償

第42条は、「公共の利益の必要に基づき、法律が規定する権限及び手順により、集団所有の土地並びに組織及び個人の家屋その他の不動産を収用することができる」と規定している。

同条ではさらに、農村の集団所有の土地の収用に当たっては、土地補償費、定着補助費、地上付属物及び青田の補償費等を十分に支払わなければならず、請負地を収用される農民の生活を保障し、その合法的権利を保護しなければならないとしている。

また、組織及び個人の家屋その他の不動産の収用に当たっては、転居補償をし、収用を受ける人の合法的な権利を保護しなければならないとしている。

現在中国では、地方政府が、開発等の名目で、十分な補償もなく、都市の宅地や農民が請け負っている土地を強制的に取り上げる事例が後を絶たず、地方の騒乱、農民暴動等の最大の要因になっていると言われている。(注13)

このような現状を踏まえて、収用にあたっては、権利者に対して十分な補償を行うべきことが規定された。ただし、「公共の利益の必要」のためには、収用がありうることは、大前提となっている。

おわりに

物権法は、中国の社会経済制度の根幹をなす財産権の帰属について、初めて体系的に規定したものであり、そこに物権法制定の意義を見出すことができよう。今後は、そこに盛り込まれた規定が、現実社会においてどのように運用されていくのかが注目されるところである。

国有企業における、特権幹部による国有財産の私物化の問題に効力を発揮することができるかどうか。土地や家屋の収用をめぐる諸問題の解決のために、何らかの効果を発揮することができるかどうか。全国統一的に創設するとされる不動産登記制度がどのようなものとなるか。さしあたっては、このような現実的な問題の帰趨の中で、物権法の真価が問われることになろう。

注

＊インターネット情報はすべて2007年６月30日現在である。

⑴　「物権」『現代法律百科大辞典６』ぎょうせい, 2000, p.548.

⑵　同上；「物権」『法律学小辞典 第４版』有斐閣, 2004, p.1045.

⑶　「民法 第２編物権」は、物権として、所有権のほかに、用益物権（地上権等）、担保物権（留置権等）、占有権について規定している。

⑷　鈴木賢「中国物権法制定の背景と意義　私人含めた３所有権、平等に保護」『金融財政』No.9826, 2007.4.19, pp.8-12参照。

⑸　「中華人民共和国主席令第62号」「中国人代ネット」2007.3.19.＜http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label＝WXZLK&id＝362679&pdmc＝1502＞

⑹　例えば、「物権法の制定及び施行の重要な意義」『人民日報』2007.5.18参照。

⑺　物権法制定に至る経緯については、鈴木前掲注⑷, pp.8-9；「物権法審議過程の回顧」「人民ネット」＜http://npc.people.com.cn/GB/28320/50638/79814/index.html＞参照。

⑻　この憲法改正の詳細については、次の文献参照。土屋英雄「中国の憲法改正―2004年改正の過程、内容、意義」『レファレンス』No.644, 2004.9, pp.60-84.

⑼　鈴木前掲注⑷, p.9参照。

⑽　物権法の全文は、「全国人民代表大会」ホームページ参照。＜http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label＝WXZLK&id＝362678&

pdmc＝1502＞

ここに、物権法の全体の構成を掲げる。

第１編　総則

第１章　基本原則

第２章　物権の設定、変更、譲渡及び消滅

第１節　不動産登記

第２節　動産引渡し

第３節　その他の規定

第３章　物権の保護

第２編　所有権

第４章　一般規定

第５章　国家所有権、集団所有権及び私人所有権

第６章　集合住宅所有者の建築物区分所有権

第７章　相隣関係

第８章　共有

第９章　所有権取得の特別規定

第３編　用益物権

第10章　一般規定

第11章　土地請負経営権

第12章　建設用地使用権

第13章　宅地使用権

第14章　地役権

第４編　担保物権

第15章　一般規定

第16章　抵当権

第１節　一般抵当権

第２節　根抵当権

第17章　質権

第１節　動産質権

第２節　権利質権

第18章　留置権

第５編　占有

第19章　占有

附則

⑾　第４条に言う「その他の権利者」は、企業等の法人及び社会団体等を指すものと考えられるが、その権利については、第68条及び第69条に簡単な規定があるのみで、物権法上の位置づけはあいまいな状態となっている。この点については、鈴木前掲注⑷, p.11参照。

⑿　「用益物権」とは、一般的に「一定の目的のために他人の土地を使用・収益できる物権」を言う。「用益物権」『現代法律百科大辞典７』ぎょうせい, 2000, p.391.

⒀　このような問題については、例えば、次の文献を参照。「中国が『私有権』認める賭けへ―諸刃の剣の『物権法』制定」『選択』vol.33, no.4, 2007.4, pp.32-35.

（かまた　ふみひこ・海外立法情報課）